

NPO・LSAが会員から徴収する会費等について（通知）

NPO・LSAが会員より徴収する以下の会費等は、国税庁法令解釈通達（※）を適用して資産の譲渡等の対価に該当しないものとし、課税の対象とならないもの（不課税）とする

- ・正会員入会金
- ・正会員年会費
- ・賛助会員年会費
- ・会員による研究成果報告会会費
- ・会員講師による講演会・セミナー会費
- ・意見交換会会費
- ・施設見学会会費

以上

（※）国税庁 法令解釈通達

第5節 役務の提供

（会費、組合費等）

5-5-3 同業者団体、組合等がその構成員から受ける会費、組合費等については、当該同業者団体、組合等がその構成員に対して行う役務の提供等との間に明白な対価関係があるかどうかによって資産の譲渡等の対価であるかどうかを判定するのであるが、その判定が困難なものについて、継続して、同業者団体、組合等が資産の譲渡等の対価に該当しないものとし、かつ、その会費等を支払う事業者側がその支払を課税仕入れに該当しないこととしている場合には、これを認める。

（注）

- 1 同業者団体、組合等がその団体としての通常の業務運営のために経常的に要する費用をその構成員に分担させ、その団体の存立を図るといふようないわゆる通常会費については、資産の譲渡等の対価に該当しないものとして取り扱って差し支えない。
- 2 名目が会費等とされている場合であっても、それが実質的に出版物の購読料、映画・演劇等の入場料、職員研修の受講料又は施設の利用料等と認められるときは、その会費等は、資産の譲渡等の対価に該当する。
- 3 資産の譲渡等の対価に該当するかどうかの判定が困難な会費、組合費等について、この通達を適用して資産の譲渡等の対価に該当しないものとする場合には、同業者団体、組合等は、その旨をその構成員に通知するものとする。

（入会金）

5-5-4 同業者団体、組合等がその構成員から収受する入会金（返還しないものに限る。）については、当該同業者団体、組合等がその構成員に対して行う役務の提供等との間に明白な対価関係があるかどうかによって資産の譲渡等の対価であるかどうかを判定するのであるが、その判定が困難なものにつき、当該同業者団体、組合等が資産の譲渡等の対価に該当しないものとし、かつ、その入会金を支払う事業者側がその支払を課税仕入れに該当しないこととしている場合には、これを認める。（令3課消2-1により改正）

（注）

資産の譲渡等の対価に該当するかどうかの判定が困難な入会金について、この通達を適用して資産の譲渡等の対価に該当しないものとする場合には、同業者団体、組合等は、その旨をその構成員に通知するものとする。